

第 7 保 安 行 政

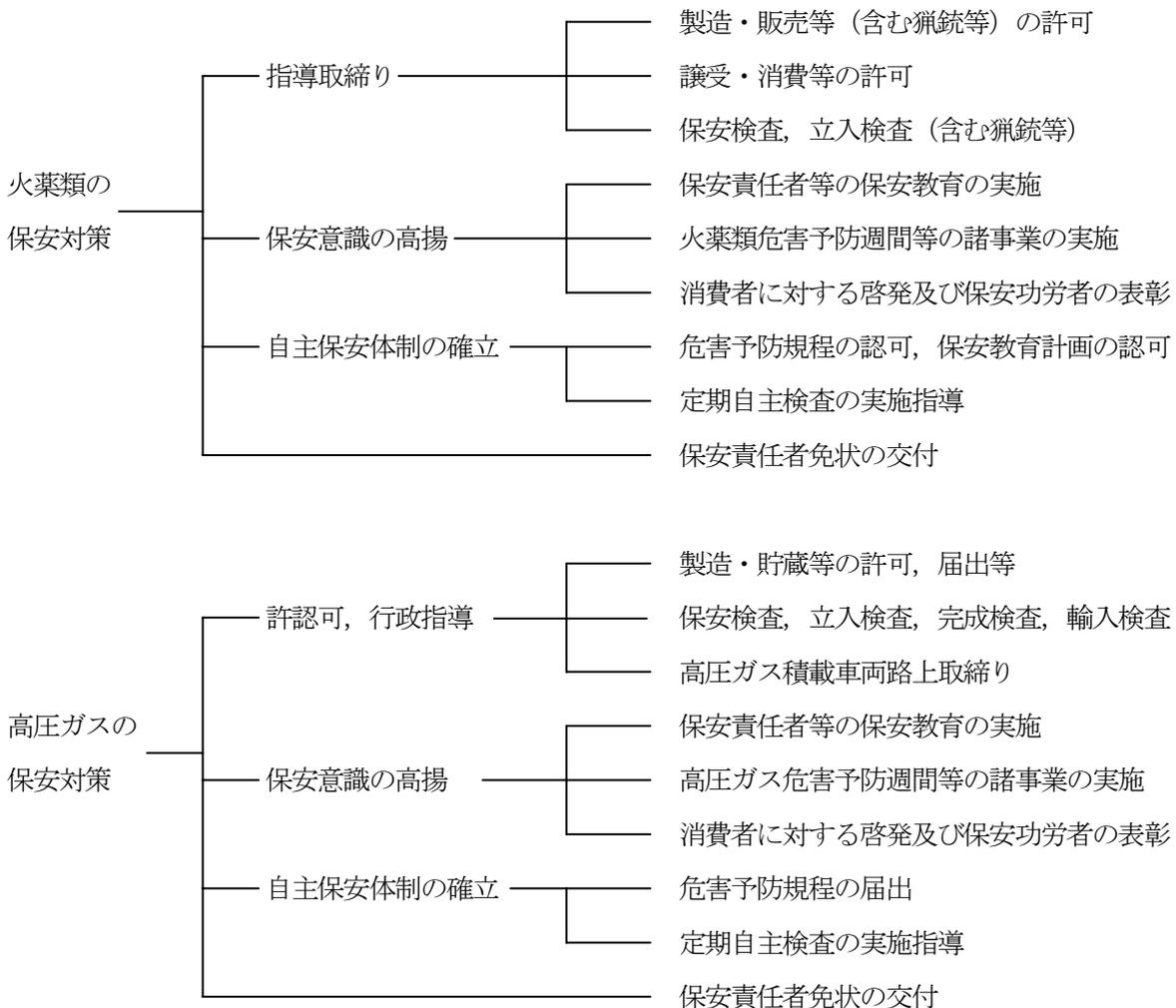
第7 保安行政

火薬類及び高圧ガス・液化石油ガスの製造・販売・貯蔵等の許認可事務を行うとともに、火薬類及び高圧ガスの製造所・貯蔵所等に立入り「製造施設等の維持状況、保安管理体制」の検査、指導を行っている。また、一般高圧ガス販売所に立入り法令の遵守状況について及び液化石油ガス販売所等に立入り「LPガス消費家庭の保安点検状況、保安啓発状況」について検査・指導を行うとともに、(社)広島県LPガス協会、(社)広島県火薬類保安協会等産業保安の各種協会と連携し、事業所に対して危害予防啓発を行い、災害の防止と公共の安全の確保に努めている。

平成17年度からは、広島県分権改革推進計画に基づき、火薬類及び高圧ガス関係事務について、免状交付等の一部の事務を除き市町への移譲を進めており、平成20年4月にはすべての市町への移譲が完了した。

産業保安行政の体系については下記のとおりである。

(産業保安行政体系図)



広島県分権改革推進計画に基づく火薬類及び高圧ガス関係事務の移譲の状況については、下記のとおりである。

市 町 名	移 譲 時 期
三次市・庄原市	平成17年10月1日
竹原市・東広島市・大崎上島町	平成18年4月1日
広島市・海田町・熊野町・坂町・呉市・尾道市・大竹市・江田島市	平成19年4月1日
安芸高田市	平成19年10月1日
三原市・福山市・府中市・廿日市市・府中町・北広島町・世羅町・神石高原町	平成20年4月1日

(実際の事務は市町を所管する消防本部(局)が実施。)

1 火薬類・猟銃保安

(1) 火薬類・猟銃等規制の目的

火薬類は爆発や火災等の潜在的危険性を有しているため、「火薬類取締法」及び「武器等製造法」に基づき、火薬類の製造、販売、貯蔵、消費及び猟銃等の製造、販売等を規制し、災害の防止と公共の安全を確保することを目的としている。

(2) 火薬類・猟銃等関係事業所の概要

火薬類取締法及び武器等製造法に基づく事業所数及び貯蔵箇所数は第1表及び第2表のとおりである。

第1表 火薬類等関係事業所数

(平成20年3月31日現在)

区 分	種 類 別	事 業 所 数		
		県 所 管	市町所管	計
火 薬 類 製 造	産 業 火 薬 (※)	-	-	1
	煙 火	0	1	1
	計	0	2	2
火 薬 類 販 売	産 業 火 薬 類	6	9	15
	実包及び猟用火薬類	3	4	7
	建設用鋸打銃用空包	0	1	1
	船 舶 用 火 工 品	1	9	10
	煙 火	0	2	2
	競 技 用 紙 雷 管	10	33	43
	計	20	58	78
猟 銃 等 製 造 販 売	製 造 (修 理) 販 売	8	-	8
	販 売 の み	4	-	4
	計	12	-	12

※ 火薬類製造の産業火薬は国所管

第2表 火薬類関係貯蔵箇所数

(平成20年3月31日現在)

種 類 別	業 種 別	所 有 者 数			棟 数		
		県所管	市町所管	計	県所管	市町所管	計
1 級火薬庫	火薬類製造	0	1	1	0	24	24
	火薬類販売	6	8	14	16	18(1)	34(1)
	建 設	1	0	1	2(2)	0	2(2)
	採 石	0	2	2	0	4	4
	鉱 業	1	3	4	2	8	10
	計	8	14	22	20(2)	54(1)	74(3)
2 級火薬庫	建 設	0	0	0	0	0	0
3 級火薬庫	火薬類製造	0	1	1	0	3	3
	火薬類販売	3	2	5	3(1)	2	5(1)
	そ の 他	0	2	2	0	2	2
	計	3	5	8	3(1)	7	10(1)
水蓄火薬庫	火薬類製造	0	1	1	0	1	1
実包火薬庫	火薬類販売	1	1	2	1	1	2
煙火火薬庫	火薬類製造	0	1	1	0	6	6
	火薬類販売	1	2	3	1	2	3
	そ の 他	2	2	4	2	2	4
	計	3	5	8	3	10	13
合 計		15	26	41	27(3)	73(1)	100(4)
火薬庫外 貯蔵所	火薬類販売	7	19	26	7	19	26
	建 設	0	0	0	0	0	0
	採 石	0	0	0	0	0	0
	そ の 他	3	15	18	3	15	18
	計	10	34	44	10	34	44

注：() は、休止中で内数を示す。

(3) 火薬類・猟銃等許認可状況

火薬類取締法及び武器等製造法に基づく平成19年度の許可件数は第3表のとおりである。

第3表 火薬類等関係許可件数

許可区分			許可件数				
			許 可		機 関		合 計
			本 庁	地域事務所 建設局(支局)	市 町		
分権改革推進 移 譲 事 務 分	旧移譲事務分						
火 薬 類	受 譲 的	目 建設工事	17	0	75	1	93
		採 石	15	0	22	0	37
		鉦 業	0	0	6	0	6
		そ の 他	2	0	7	0	9
	計		34	0	110	1	145
	譲 渡	目 残火薬類の処分	4	0	8	0	12
		そ の 他	2	0	1	0	3
		計	6	0	9	0	15
	消 費	目 建設工事	17	0	19	1	37
		採 石	15	0	8	0	23
そ の 他		2	0	4	0	6	
計		34	0	31	1	66	
そ の 他 の 許 可	製造施設変更	0	-	0	-	0	
	火薬庫設置	0	-	0	-	0	
	火薬庫変更	0	-	7	-	7	
	煙火消費	36	-	48(1)	-	84(1)	
	火薬類販売	0	-	1	-	1	
	廃棄	0	-	0	-	0	
	輸 入	0	-	0	-	0	
計	36	-	57(1)	-	93(1)		
合 計		110	0	207(1)	2	319(1)	
武 器 等	猟銃等製造	0	-	-	-	0	
	猟銃等販売	0	-	-	-	0	
	合 計	0	-	-	-	0	

注1：地域事務所は、町における25kg未満の火薬及び爆薬等の譲渡・譲受・消費許可等を実施。

注2：分権改革推進移譲事務は、広島県分権改革推進計画に基づいて移譲を行った事務をいう。

注3：旧移譲事務は、従来から移譲している25kg未満の火薬又は爆薬等の譲渡・譲受・消費許可等。

(広島市における煙火消費許可を含む)

注4：()は、承認件数で内数を示す。

(4) 火薬類免状交付状況

火薬類取締法に基づく平成19年度の免状交付件数は第4表のとおりである。

第4表 火薬類取扱保安責任者免状交付件数

種 類 \ 区 分	免 状 交 付 数	免 状 再 交 付 数	計
甲 種	55	6	61
乙 種	12	3	15
合 計	67	9	76

(5) 火薬類・猟銃等保安対策

火薬類並びに猟銃等による災害防止と盗難防止を図るため、火薬庫の保安検査並びに販売所・消費場所等の立入検査を行った。平成19年度の実施件数は第5表及び第6表のとおりである。

なお、立入検査の結果、36件の法令違反が判明し、是正指導を行った。

第5表 火薬庫保安検査実施件数

火 薬 庫 別		1 級	2 級	3 級	水 蓄	実 包	煙 火	計
実 施 棟 数	県 所 管	18	0	2	0	2	3	25
	市 町 所 管	53	0	7	1	0	10	71
	計	71	0	9	1	2	13	96

第6表 火薬類立入検査実施件数

		消費場所	火薬庫	火薬庫外貯蔵所	販売所・製造所	計	
火 薬 類	県 実 施	火薬類製造販売	-	22	8	19	49
		建 設	3	-	-	-	3
		採 石	10	-	-	-	10
		そ の 他	-	4	2	-	6
		計	13	26	10	19	68
	市 町 実 施	火薬類製造販売	-	54	11	32	97
		建 設	6	-	-	-	6
		採 石	16	4	-	-	20
		そ の 他	41	12	12	6	71
		計	63	70	23	38	194
合 計		76	96	33	57	262	
武器等	猟銃等製造販売	-	-	-	11	11	

(6) 火薬類災害事故発生件数

近年の災害事故発生状況は第7表のとおり、年間0～3件の間で推移しており大きな変化は見られない。

第7表 火薬類災害事故発生件数

年 別 区 分	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
火薬類災害事故件数	1	3	0	3	0	1	1	0	1	1
産 業 火 薬	0	2	0	1	0	0	0	0	1	0
煙 火	0	0	0	2	0	1	1	0	0	1
そ の 他	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0

2 高圧ガス保安

(1) 高圧ガス規制の目的

高圧ガス保安法は、爆発や火災等の危険性を有している高圧ガスの製造、販売、貯蔵、移動、消費等を規制するとともに、事業者等による高圧ガスの保安に関する自主的な活動を促進し、災害の防止と公共の安全を確保することを目的としている。

また、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下液化石油ガス法）は生活の用に供する液化石油ガスの販売等を規制することにより、液化石油ガスによる災害の防止と取引の適正化を図ることを目的としている。

(2) 高圧ガス関係事業所（平成20年3月31日現在）

高圧ガス保安法及び液化石油ガス法に基づく製造、販売、貯蔵、消費等の許可・届出等事業所は第8表及び第9表のとおりである。

第8表 高圧ガス関係事業所（高圧ガス保安法関係）

種別	ガスの種類の別	許可・届出	事業所数		
			県	市町	合計
第一種製造事業所 (法第5条第1項)	特定	許可	11	-	11
	一般		38	124	162
	LP		41	70	111
	一般・LP兼業		3	17	20
	冷凍		48	110	158
	計		141	321	462
第二種製造事業所 (法第5条第2項) ※在宅酸素を除く。	一般	届出	154	369	523
	LP		0	0	0
	冷凍		555	1,191	1,746
	計		709	1,560	2,269
販売所 (法第20条の4)	一般	届出	319	727	1,046
	LP		168	376	544
	一般・LP兼業		32	93	125
	冷凍		6	47	53
	計		525	1,243	1,768
第一種貯蔵所 (法第16条)	一般	許可	14	29	43
	LP		21	12	33
	一般・LP兼業		6	13	19
	計		41	54	95
第二種貯蔵所 (法第17条の2)	一般	届出	37	136	173
	LP		7	16	23
	一般・LP兼業		13	21	34
	計		57	173	230
特定高圧ガス 消費事業所 (法第24条の2)	一般	届出	32	97	129
	LP		27	34	61
	一般・LP兼業		2	7	9
	計		61	138	199
容器検査所（法第49条第1項）		登録	50	-	50
合計			1,584	3,489	5,073

注：表における市町とは、事務移譲を行った市町における件数である。

第9表 液化石油ガス関係事業所（液化石油ガス法関係）

事業所区分	登録・認定等	事業所数
液化石油ガス販売事業者	登録	461
液化石油ガス販売事業所		563
認定販売事業者	認定	11
保安機関		435
充てん設備（バルクローリー）	許可	23
特定供給設備		21
合 計		1,514

(3) 高圧ガス関係（高圧ガス保安法，液化石油ガス法）許可・届出等件数

平成19年度における許可・届出等件数は第10表及び第11表のとおりである。

第10表 高圧ガス関係許可件数
（高圧ガス保安法関係）

種別	区分	件数		
		県	市町	計
製造許可	特定	0	-	0
	一般	0	6	6
	LP	4	1	5
	冷凍	3	2	5
貯蔵所許可		1	3	4
製造変更許可	特定	31	-	31
	一般	16	21	37
	LP	12	19	31
	冷凍	3	1	4
貯蔵所変更許可		2	11	13

第11表 液化石油ガス関係許可等件数
（液化石油ガス法関係）

事業所等区分	件数
液化石油ガス販売事業の登録	2
保安機関の認定	1
保安機関の更新認定	57
一般消費者等の数の増加の認可	8
液化石油ガス販売事業者の認定	2
充てん設備の許可	10
充てん設備の変更許可	1
貯蔵施設，特定供給設備の許可	4
貯蔵施設，特定供給設備の変更許可	2

(4) 免状の交付

平成19年度の高圧ガス製造保安責任者免状，高圧ガス販売主任者免状及び液化石油ガス設備士免状の交付件数及び交付累計は第12表のとおりである。

第12表 免状交付件数

種類	区分	免状交付	免状再交付	合計
乙種化学		31	1	32
乙種機械		78	5	83
丙種化学（液化石油ガス）		55	4	59
丙種化学（特別試験科目）		84	2	86
第2種冷凍		52	0	52
第3種冷凍		74	0	74
第1種販売		53	3	56
第2種販売		108	4	112
液化石油ガス設備士		103	11	114
合計		638	30	668

(5) 立入検査等

ア 高圧ガス保安法及び液化石油ガス法に基づく許可を受けた事業者は、完成検査に合格した後でなければ施設を使用してはならないこととされており、これらの規定に基づく完成検査を適宜行っている。

イ 高圧ガス保安法の第一種製造事業所及び液化石油ガス法の充てん設備について、製造のための施設の位置、構造及び設備に係る基準適合状況について検査するために、定期的に保安検査を行っている。

ウ 高圧ガスの輸入をした者は、輸入検査に合格した後でなければ移動してはならないこととされており、これらの規定に基づく輸入検査を適宜行っている。

エ 災害の発生の防止のため、製造事業所、貯蔵所、消費事業所、販売店等に定期的に立入検査を行い、関係帳簿等を検査している。また、高圧ガス移動車両について、関係機関と合同で毎年路上検査を行っている。

平成19年度に実施した保安検査等実施件数は第13表及び第14表のとおりである。

第13表 高圧ガス保安法に基づく保安検査・立入検査等実施状況（平成19年度）

	保安検査	完成検査	輸入検査	立入検査	計
県	28	49	11	182	270
市町	34	48	6	56	144
計	62	97	17	238	414

注：表における市町とは、事務移譲を行った市町における件数である。

第14表 液化石油ガス法に基づく保安検査・立入検査等実施状況（平成19年度）

保安検査	完成検査	立入検査	計
15	5	285	305

(6) 各種講習会の実施状況

高圧ガス保安法及び液化石油ガス法に基づく関係基準の徹底と自主保安の推進による事故防止対策の徹底を図るため、各種講習会を毎年実施している。平成19年度の実施状況は第15表のとおりである。

第15表 講習会実施状況

対象	日時	場所	受講者数
液化石油ガス販売店、 保安機関	7月3日	LPガス会館（広島市）	167
	7月4日	ビューポートくれ（呉市）	123
	7月11日	三次市文化会館（三次市）	73
	7月13日	地場産業センター（福山市）	111
	7月18日	ベイタウン尾道（尾道市）	131
	8月21日	LPガス会館（広島市）	47
製造事業所（冷凍）	10月11日	広島県情報プラザ（広島市）	101
製造事業所（LP）	10月25日	県庁6階講堂（広島市）	147
製造事業所（一般）	10月26日		143
販売・消費・移動事業所	10月26日		140
合計			1,183

(7) 高圧ガス事故の発生状況

ア 高圧ガス保安法関係

全国の事故は、平成12年から増加傾向にあり、平成19年は過去最高の285件（盗難事故446件を除く。）が発生した。県内でも増加傾向にあり、平成19年度は13件発生した。

第16表 県内の高圧ガス保安法関係事故発生状況
(故意・いたずら・自然災害・交通事故等を除く。)

年 度		15	16	17	18	19
製造事業所	冷 凍	1	0	0	2	1
	コンビナート	1	1	0	3	1
	L P	0	1	0	1	0
	一 般	0	1	2	5	3
	小計	2	3	2	11	5
移 動	0	1	1	1	3	
消 費	3	3	3	1	5	
そ の 他	0	1	1	0	0	
合 計	5	8	7	13	13	
人身事故件数	3	2	1	1	2	
死 亡 (名)	0	0	0	0	0	
重 傷 (名)	7	0	0	0	0	
軽 傷 (名)	3	2	1	1	3	
死傷者合計 (名)	10	2	1	1	3	

イ 液化石油ガス法関係

平成19年の全国での事故は年間239件で、平成18年に続いて200件を超えるものとなった。

県内ではここ数年2~8件の間で増減をしており、平成19年度は4件発生した。事故件数は、平成18年度に比べて減少しているが、死亡者1名、重傷者1名、軽傷者1名と事故被害が人命にかかわる重大なものとなっている。

第17表 液化石油ガス法関係事故発生状況
(故意・いたずら・自然災害・交通事故等を除く。)

年 度	15	16	17	18	19
件 数	5	2	4	8	3
死 亡 (名)	1	0	0	0	1
傷 者 (名)	6	7	3	4	2